

今後の滋賀県自治創造会議の持ち方について（たたき台）

■滋賀県市町対話システムの定義

「滋賀県市町対話システムに関する申合せ」(H20.4)より

- 県政の基本的な政策を立案する過程において、市町からの意見の提出および提案の機会を確保し、これらに的確に応答する手続。
- 自治の基本に関わる重要な事項について、県および市町が双方向で議論する手続。

■現在の自治創造会議の持ち方に対する意見

- 会議の席だけの言いっぱなしで終わることが多い。
- 喫緊の課題であっても合意形成はおろか意見集約すらままならない。
- 首長まで話が十分伝わっていない案件が見受けられる。

■今後の自治創造会議の持ち方

(1) 基本的な考え方

①首長同士の率直な懇談の場という面は残しつつ、担当部課協議から積み上がった協議結果（事実上の合意）を踏まえ、②首長同士が一定の方向で最終確認（少なくとも意見集約）できる場にもなるよう努める。

(2) 議題（テーマ）の性質に応じた会議の持ち方

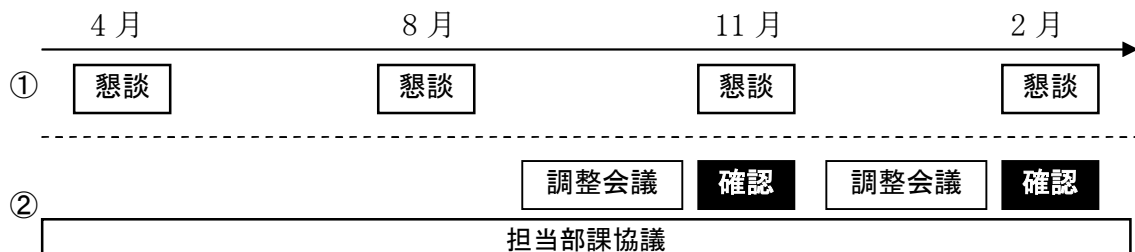
具体的には、議題（テーマ）の性質に応じて会議の持ち方を変更する。

- ①タイムリーな話題、トップ同士が方向性を議論した上で進めるべき課題
 - ・従来どおり率直な懇談とする。
 - ・議題（テーマ）は従前どおり首長アンケートにより決定する。
 - ・①の懇談を踏まえ、②の方法をとる場合も想定される。

- ②具体的な県政策・事業等

- ・担当部課協議、調整会議において事実上合意された事項について、首長が最終確認（少なくとも意見集約）を行う。
- ・議題（テーマ）は、調整会議で調整が調った全案件とする。
- ・資料は県提出を原則とする。（市町は代案資料を提出することができる）

<スケジュール例（モデルケース）>



※ 上記例はあくまでもモデルケース。自治創造会議まで上がる案件については、調整会議において十分調整されてから付議されることがポイント。

市町予算に関係する県政策については、11月の自治創造会議で最終確認。それ以外の場合は2月（場合によっては4、8月）での最終確認も予定。